

覚如上人の本願寺開創と蓮如上人の

本願寺再興についての一考察

武田賢壽

一 親鸞聖人入滅当時の真宗教団と

覚如上人の本願寺開創

蓮如上人（以下蓮師）の五百回忌を平成十年に迎えるに当り、本研究所においては、この（平成三年）四月より蓮師研究に着手し、蓮師研究の分科会を発足せしめると共に、研究所内における、毎月一回の研究會、および、年数回の公開講座についても出来得る限り蓮師に關聯するテーマの発表を行なうことを申し合せた次第である。ついでには、小生の蓮師研究は全く未熟なものであるが、上述のような研究所の実状に鑑み、敢て蓮師に關する論文を草することに決意した次第である。

さて、親鸞聖人（以下宗祖）の入滅直前の心情を伝える資料として、十一月十一日付けの、「いまごぜんのは、に」あてた書簡と、十一月十

覚如上人の本願寺開創と蓮如上人の本願寺再興についての一考察

二日付けの、「ひたち 人々の御中へ」あてた書簡が注目されていることは周知の如くである。その前者は

ひたちの人々の御中へ、このふみをみせさせ給へ。すこしもかはらず候。このふみにすぐべからず候へば、このふみを、くにの人々、おなじこゝろに候はんずらん。あなかしこく。

十一月十一日

（花押）

いまごぜんのは、に⁽¹⁾

と記された書簡であり、後者は、

このいまごぜんのは、の、たのむかたもなく、所らうをもちて候は、こそ、ゆづりもし候はめ、せんしに候なば、くにの人々いとをしうせさせたまふべく候。このふみをかく、ひたちの人々を、たのみまいらせて候へば、申をきて、あはれみあはせたまふべく候。このふみをこらんあるへく候、このそくしやうばうも、すぐへきやうもなきものに

て候へば、申おくべきやうも候はず。みのかなはずわびしう候ことは、たゞこのことおなじことにて候。ときこのそくしやうぼうにも、申をかす候。ひたちの人々ばかりぞ、このものどもをも、御あはれみなされ候べからん。いとをしう人々あはれみおぼしめすべし。このふみにて人々おなじ御こゝろに候べし。あなかしこく。

十一月十二日

ぜんしん(花押)

ひたちの人々の御中へ

奥書「ひたちの人々の御中へ」

と記された書簡である。

而して、この書簡が学界に知らされたのは大正六年(一九一七)のことであったが、それ以来この二通の書簡に記された、「いま(御前)ぜんのは、」および「そくしやうぼう」の二人の人物について種々な解釈がなされるに至つたのである。このことについては、赤松俊秀先生がその著『鎌倉仏教の研究』および、「人物叢書」の『親鸞』において詳しく論じておられるので今は深く立ち入ることを控えるが、赤松先生は「いま(御前)ぜんのは、」は覚信尼のことであり、また、「そくしやうぼう」は、『存覚一期記』に見える「即生房」と同一人であろうと論じておられるのである。この赤松先生の論説は、宗祖入滅後宗祖の門弟の援助によつて、女性である覚信尼が宗祖の本廟を護持せられ、やがて本廟の「留守」に任せられるに至られた事実を照して極めて妥当な論説といつてもよいであらう。

思うに、覚如上人の『伝絵』によれば、宗祖は弘長二年(一二六二)十一月二十八日に、御舎弟尋有僧都の坊舎であつた善法坊において入滅されたのである。そして、その枕辺には尋有僧都および、宗祖の御世話をしておられた息女覚信尼の外に、越後から老母恵信尼に代つて上洛せられた四男の益方入道(恵信尼消息)と、門弟の代表として下野高田の顯智と遠江池田の專信(高田本『教行信証』)が集まり侍つていたと伝えられ、翌二十九日にはこれ等の人々によつて、東山鳥辺野の南辺、延仁寺において葬儀が営まれたのである。そして翌三十日に茶毘に付せられ、遺骨を拾つて、鳥部野の北大谷の地に埋葬し、六角形の笠塔婆を立てられたことが伝えられるのであり、このような質素な葬儀から推量して、先述の二通の書簡は宗祖の入滅直前の心情を最もよく伝えるものといつてもよいであらう。

而して、覚如上人の『伝絵』によれば、それから十年を経た文永九年(一二七二)に覚信尼の第二の夫である小野宮禪念の好意と、宗祖の高徳を崇慕する門弟等の援助によつて、禪念の土地にあらたに廟堂が建立されることになつたのである。このことについて『伝絵』には、

文永九年冬の比、東山西の麓、鳥部野の北、大谷の墳墓をあらためて、同麓より猶西、吉水北辺に、遺骨を堀渡り、仏閣をたて影像を安ず。

此の時に当て、聖人相伝の宗義いよく興じ、遺訓ますます盛なること、頗在世の昔に超たり。すべて門葉国郡に充滿し、末流処々に遍布して、幾千万ということをしらず、其稟教を重くして彼報謝を抽る輩、

緇素老少面々あゆみを運で、年々廟堂に詣す。⁽³⁾

と述べられており、新しい廟所には遺骨を埋葬して、その上に仏閣すなわち、六角の堂宇を建て、その堂内に「影像」いわゆる「御真影」を安置されるに至ったのであり、これを称して「大谷廟所」また、「おんはかどころ」と呼び、ここに本願寺の基盤が出来上がったのである。

その後、禪念は文永十一年（一二七四）四月二十七日付の譲状によつて自からの土地を覚信尼に譲ることになったのであるが、土地を譲られた覚信尼はそれから三年後の建治三年（一二七七）に、さらにその土地を、「しんらん上人のゐ中の御でしたちの御なかへ」⁽⁴⁾と宛名した寄進状をしたためて、廟堂と併せてその土地をも個人の所有ではなく、門弟の共有とせられたのである。そして、自からは門弟たちに代つて廟堂守護の任に就かれると共に、その一代のあと、子孫の者が門弟の承認のもとに廟堂の「るす」番役に当たることを門弟に告げられたのである。これが後に「留守職」と称せられ、覚信尼を初代としてその子孫が継承することとなったのである。

しかしながら、覚信尼には前夫日野広綱との間に長子覚恵があり、また、小野宮禪念との間に次子唯善があつたのであるが、覚信尼は二代留守職を長子覚恵に譲る旨の最後の文⁽⁵⁾をしたためて没せられたので、次子唯善はこれを不服として覚恵師を大谷より追い出そうとしたのである。これが、いわゆる唯善騒動に他ならない。当時病臥中であつた覚恵師は止むなく大谷の地を逃れて、二条朱雀の衣服寺の近在に住しておられた

覚如上人の本願寺開創と蓮如上人の本願寺再興についての一考察

覚如上人の妻播磨局の父教仏の宅に移られたのであるが、（二期記）翌徳治二年（一一三〇七）四月十二日没せられたのである。

しかし、覚恵師はすでに正安四年（一一三〇二）五月廿二日付けの書状、「国々の御同行の御中へ」⁽⁶⁾を諸国の門弟に送つて、自分の死後は御影堂の留守は覚如に申付ける旨を伝えておられたので、門弟等は上洛して覚信尼の譲状や置文をもつて、檢非違使庁や院庁に上訴し、最後には青蓮院の裁決によつて唯善の野望を打ちくだくことが出来たのである。しかし、敗れた唯善は、廟堂を破壊し、遺骨や真影を持つて関東に逐電したので、その後を守る留守職として覚如上人は多難な第一歩を踏み出されることとなったのである。すなわち、延慶二年七月十九日付けの青蓮院の下知状⁽⁷⁾によつて事件も一応解決したので、当時、宇治の三室戸に籠居しておられた覚如上人は門弟等の使者に対して大谷へ帰りたい旨を伝えられた処、門弟等は合議の結果しばらくは下間性善をして、「留守」とすることを決して上人の帰住を認めなかつたのである、そこで上人は屈辱的とも思われる、「親鸞聖人御門弟御中令懇望条々事」と題する十二ヶ条の懇望状を門弟に出されたのであるが上人の帰住は許されなかつたのである。思うに、唯善の騒動に困惑していた門弟等は、青蓮院の裁決文によつて、廟堂の留守に誰を任命するかは、「覚信の子孫等の許否においては、宜しく門弟等の意に在る可きか。」という撰択権を与えられたために却つて、事件に直接関係しておられた覚如上人を直ちに廟堂の留守職に任ずることは、各方面に差し障わりが生ずると考えて容易にこれ

を認めなかったのである。

さらに、覚如上人は早くから浄土宗からの真宗の独立を願っておられ、永仁二年（一二九四）上人二十五歳の時に、宗祖の三十三回忌に当って、『報恩講私記』を製作し、その製作の目的について三つの徳目を記しておられるのである。

一つには真宗興行の徳を讃じ、二つには本願相應の徳を嘆じ、三つには滅後利益の徳を述す。伏して乞う、三宝、哀愍納受したまえ。⁽⁸⁾

すなわち、『私記』の本文によれば、第一に、宗祖は法然上人から浄土の二宗を授けられ、念仏の一行に帰入せられ、さらに、道綽の遺誡を守り、善導の専修専念の古風に導かれて、他力真宗を興行せられたと述べられ、第二に、宗祖の念仏は、至心信樂己れを忘れて、速やかに無行不成の願海に帰し、金剛の信心を發起して自身の生因を定得せられた念仏であり、その本願名号による衆生教化は、全く本願相應の徳であり、仏恩報謝の勤めであると記し、第三に、宗祖は去る弘長二年十一月二十八日に入滅されたけれども、今日に至るまで宗祖の御遺恩を重くする門業が、毎年を論ぜず、遠く奥州をはじめ、諸国より廟堂に歩みを運んで、御真影に群詣するのは全く宗祖の滅後の利益である。閑かに当時の得益を憶うに、宗師聖人は直也人^{ただ}ではなく、阿弥陀如来の応現であり、また、曇鸞和尚の後身であると述べておられるのである。思うに、この三つの徳目は、明らかに浄土真宗の開宗を表明すると共に、浄土宗異流の法門、ならびに、南都北嶺の法門を批判するものであり、これ等の人々の反感

を買うものであったことは容易に推察し得る処である。そして、このことは、その翌年、永仁三年十月十二日付で製作された『親鸞伝絵』についても云い得るのであり、このような、早い頃からの覚如上人の思想・行動を憂慮して、門弟等は上人の留守職就任を容易には認めなかったと見ることが出来るのである。

而して、次に述べるが如く、このような覚如上人の他をかえりみない、独断的な姿勢は上人の大谷帰任、留守職就任後も改められることはなかったものであり、そのことは、一面においては本願寺の創立となつたのであるが、他面においては我が息男存覚上人の義絶となり、また、門弟等の本願寺離反となつたのである。

二 覚如上人と存覚上人の対立

前項で述べた如く、覚如上人が最初に大谷廟堂の留守を認められたのは、父覚恵師が正安四年五月廿二日付で国々の門弟に送った書状によるものであり、それは上人三十三歳の時であった。しかし、その後唯善の騒動が起り、また、門弟等の反対もあって上人が実際に大谷に帰住して、留守職に就任することが認められたのは、延慶三年の秋のことであり、それは上人四十一歳の時である。そしてこの時上人は先の『懇望状』に記された正式の「留守職」という職を与えられることが出来たのであり、これによって廟所の留守は、「留守職」という職権を有するに至つたの

である。「懇望状」の第三、第四条には次の如く記されているのである。

一、御門弟等御中より、縦、御留守職に申し付けらると雖も、御門弟の御意相背くに於ては、一日片時たりと雖も、影堂敷内を追出さるるの時、一言の子細を申すべからざる事。

一、御門弟等、悉く両御代の院宣並びに序裁、本所の御成敗を賜らるるの上は、留守職たりと雖も、一切子細を申す可らざるの事。⁽⁹⁾

かくして留守職に就任された覚如上人は、翌年五月存覚上人と共に越前に下向せられ、鏡御影をたずさえて大町如道のもとに二十日余も帯在して、「教行信証」を伝授し、存覚上人をして講談せしめられたのである。そして、秋には伊勢に趣き、冬には奥州へ下向して教線の拡張につとめると共に、正和元年（一一三二）正月四日には如信上人の旧跡にて十三回忌を修して、いわゆる「三代伝持」の基盤をかためられたのである。丁度この頃大谷においては法智等の尽力によって堂舎が再建されるに至ったので、その年の夏ごろに法智のすすめもあって、大谷の堂舎に、「専修寺」の寺額を掲げようとせられたのであるが、叡山の反対にあって、「専修寺」の寺額は法智が持ちかえり高田派本山の寺額にしたと伝えられているのである。ここにおいて覚如上人は新しく、大谷の廟所を「本願寺」と称せられることとなったのである。しかし、このことは廟堂の寺院化であり、それは明らかに留守職の分を越えた行為であるといわねばならぬのである。

思うに、前項で述べた如く、覚如上人は二十五歳の時に、「報恩講私記」

覚如上人の本願寺開創と運如上人の本願寺再興についての一考察

を製作し、二十六歳の時には、「親鸞伝絵」を製作して、その中で「浄土真宗」の開創を明示しておられることから推して、大谷廟所の寺院化は上人の日頃からの念願であったといってもよく、従って、上人は廟所を本願寺とすることによって、宗祖の血縁者によって相続することが定められた留守職と本願寺を一本化し、それによって、真宗教団の統一を計ろうとせられたといってもよいであろう。元享元年（一一三二）の「親鸞門弟等言上書」⁽¹⁰⁾には本願寺の号が見え、また、これに添えて提出された、本所妙香院の挙状にも、「本願寺親鸞上人門弟等中」と記されているので、本願寺という寺号は正和以後まもないころに、公けに用いられたことが知られるのである。

さて、このような覚如上人の大谷廟所の寺院化によって、留守職は当時の僧界における別当職の権限を持つこととなり、また、大谷の廟堂には、御真影と共に御本尊をまつることとなったために、今まで廟所の守護發展に尽して来た門弟等は次第に本願寺を離反するに至ったのである。そこで上人は止むなく、正和三年（一一三四）十二月二十五日付けで、留守職を存覚上人に譲って、翌年春には大谷の廟所を出られ、一条大宮の窪寺附近に借住せられたのであるが、実質的権限は依然として自らの手に握っておられたのである。

大谷を出られた覚如上人は、存覚上人を伴って、三河および信濃への布教の旅に出られたのであるが、元応二年（一一三〇）に、興正寺の了源が覚如上人の門に入られ、その指導を存覚上人に命ぜられたのである。

しかし覚如上人はその二年後、元享二年六月二十五日に突如として存覚上人の留守職を剝奪し義絶を断行しておられるのである。この義絶の理由については、重松明久先生の『覚如』（吉川弘文館「人物叢書」）の中に詳しく述べてあるので今はそれに割愛したいと思うが、先生は義絶の原因について、(1)法義説、(2)感情説、(3)留守職問題説、(4)間諜説の四説を挙げておられるのである。

思うに、仏光寺の所伝によれば、了源は、覚如上人が、『親鸞伝絵』を草された、永仁三年（一二九五）五月に、仏光寺派第四世了海の第二子として生れ、正和五年（一二二六）二月に仏光寺代七世の門主となり、元応二年（一二三〇）覚如上人の門に入ったのである。当時、仏光寺派においては、他力念仏相承の先徳たる知識（坊主）は、法蔵菩薩の本願他力があらわれた姿であり、来迎の阿弥陀如来そのものであるという教義の元に、先徳の知識たる坊主によって教化せらるる門徒は、その坊主の所持する「名帳」に名を記帳することによって浄土への往生が決定せしめられると説いて門徒の獲得に励んでいたのである。

このような「名帳」による布教は明らかに「信心正因」の宗祖の正義に反するものであり、覚如上人は了源にその異端を正さしめるために、存覚上人を指導役に任せられたことはいまでもないことである。しかしながら、父上人の他宗他派をはばからない、独断的ともいべき親鸞主義の強調、強行によって多くの門弟等が宗祖の廟所を去って行った現実を凝視されていた存覚上人は、了源に対しても真向から対決する姿勢

をとられなかったと推察されるのであり、そのような姿勢に対して覚如上人の怒りが一挙に爆発して、親子の義絶にまで発展したのではなからうか。

このことについて上人は、『改邪鈔』の第一条に、「一、今案の自義をもって名帳と称して祖師の一流をみだる事。」と題して、

このほか、いまだきかず、「曾祖師源空、祖師親鸞両師相伝の当教において、名帳と号して、その人数をしるして、もって往生浄土の指南とし、仏法伝持の支証とす。」ということをや。これおそらくは、祖師一流の魔障たるをや。ゆめゆめかの邪義をもって、法流の正義とすべからざるものなり。¹²⁾

と述べて、了源の、「名帳」を真向から否定しておられるのであり、これによって上人が息男存覚上人の留守職を突然剝奪された原因を察することが出来るのである。

次に、覚如上人の本願寺創立について、特に留意すべき問題は、「三代伝持」の法脈の確立である。すなわち、上人は義絶のころから真宗教団の教義の統制と教化の必要性を痛感せられ、二年後の嘉暦元年（一二二六）には『執持鈔』を著わし、宗祖の教義が善導・源空二師の教義を相承したものであり、自からは宗祖の教義の正統的伝承者であることを強調せられ、さらに、元弘元年（一二三二）には、『口伝鈔』を著わして、宗祖に次いで如信上人を掲げて、宗祖―如信―覚如上人と伝承されたとする、『三代伝持』の法脈を確立しておられるのである。『口伝鈔』の巻

末の識語によれば、

元弘第一之曆^{辛未} 仲冬下旬之候、相^二当祖師聖人本願寺親鸞報恩謝徳之七日七夜勤行中^一、談^三話先師上人釈如信面授口決之専心専修別発願^一之次、所^レ奉^二伝持^一之祖師聖人之御已証、所^レ奉^二相承^一之他力真宗之肝要、以^二予口筆^一令^レ記^レ之。是往生浄土之券契、濁世末代之目足也⁽¹³⁾。……

と述べられてゐるのである。

思うに、覚如上人は、『慕婦絵詞』によれば弘安十年（一二八七）十一月十九日に、如信上人より他力撰生の信心を口伝されたことが伝えられているのである、その時上人は十八歳、如信上人は五十三歳であつた。その後、正応三年（一二九〇）上人二十一歳の時に、父覚恵師と共に関東の聖蹟巡拝の際に、如信上人および、善鸞にお会いになつたことが記されていることから、上人の「三代伝持」の法脈の確立は極めて重要な意味をもつものであつたといふことが出来るのである。しかし、このことは善鸞の問題で苦勞した関東の門弟等にとっては、そのまま素なおに受け容れることは出来なかつたといつてもよく、ここにも門弟等が本願寺を離れていった一つの原因を見出すことが出来るのである。

さて、前述したような覚如上人の動向に対して、義絶後の存覚上人はそのまま了源の元にとどまつて、了源の乞いによつて、『諸神本懐集』『持名鈔』『浄土真要鈔』『破邪顯正抄』『女人往生聞書』等を著わして、自身の思想的立場を明らかにすると共に、一方においては、興正寺の彼岸

覚如上人の本願寺開創と蓮如上人の本願寺再興についての一考察

法要をつとめたり、興正寺を「仏光寺」と改名する等、了源と行動を共にしておられたのである。

思うに、存覚上人の思想的立場は諸先生も指摘しておられる如く、覚如上人の親鸞主義に対して、真宗学を一般仏教の上に位置づけまた、浄土教学の上に価値づけ、以て、当時の仏教界、および、真宗教団の反目に答えんとせられたものといつてもよく、それは決して宗祖の教学に反するものではなかつたのである。

されば、蓮如上人はこの両師の著作に導かれて、衰退の極限に達していた本願寺の復興に精進せられるに至つたのである。

三、蓮如上人の本願寺再興の意義

前項で述べたが如く、存覚上人を義絶された覚如上人は、その後種々な問題も生じたのであるが、暦応元年（一三三八）九月に、爪生津愚咄の斡旋によつて、一応、存覚上人の義絶を解かれたのである。しかし、三年後の、康永元年には再び上人を義絶せられ、終いに本願寺の門首にすることを自から禁ぜられるに至つたのである。その後、本願寺は第四代善如、第五代緯如、第六代巧如、第七代存如とうけつがれたのであるが、その出発点においてつまづかれた覚如上人の生活は窮乏の極に達し、延慶三年（一三一〇）の歳の暮などは、安積の法智から送られたわずか五〇〇疋の灯明料で、覚如、その妻、およびその子存覚、従覚の一家四

人がかろうじて年を越される状態であったのである。その後益々衰退の道をたどった本願寺は、その阿弥陀堂は僅かに三間四面であったのである。「二期記」には、

存如上人の御時は御不弁にて、本堂の阿弥陀堂はただ三間四面、御影堂は五間四面にてそ侍りける。遠国より上洛の人もまれなりければ、出入の人々もおほからず、寺内、寺外とてもひろからざりけり。⁽¹⁴⁾

と記されているのである。

さて、蓮師は応永二十二年（一四一五）二月二十五日に存如上人の長男として誕生せられたのであるが、その母はその召使いであったといわれ、蓮師六歳の時にいづこともなく身をかくされたのである。「遺徳記」によれば、

応永二十七年十二月下旬第八日に母堂六歳の少童に対して語りたまひけるは、ねがはくば児の御一代に聖人の御一流を再興したまへとて懇ろに心腑をのべたまふ、そのまゝ、いづくかともなく出でたまひき。⁽¹⁵⁾

と伝えているのであり、蓮師はこの母の残された言葉を肝に命じて、その御一生を、「聖人の御一流を再興」するために捧げられるに至ったのである。

而して、ここに記されている、「聖人の御一流」とは、正しく本願寺教団を指すのであり、ここに蓮師の思想・教学の基盤がおかれていたことを忘れてはならぬのである。すなわち、蓮師は、本願寺を開創された覚如上人、および、存覚上人の思想・教学を媒介として宗祖の教学を追

求し、それによって本願寺教団の思想教学の正統性を顕彰して行かれたといつてもよいのであり、従つて、蓮師においては、本願寺教団の再興と、広く、「聖人御一流の再興」とは、全く表裏一体をなすものであったといわねばならぬのである。

このことは、蓮師が書写された宗祖、ならびに、覚如、存覚両師の典籍によつて一目瞭然である。「講座 親鸞の思想」(8)「蓮如」に載せられた、大原性実先生の表によれば次の如くである。

上人の年齢	書目	書写年時	上人の年齢	書目	書写年時
二〇歳	浄土文類聚鈔	永亨六年(一四三四)	四一歳	慕飯絵詞	亨徳四年(一四五四)
二二歳	三帖和讃	永亨八年(一四三六)	四三歳	最要鈔	康正三年(一四五七)
二四歳	浄土真要鈔	永亨十年(一四三八)	四三歳	持名鈔	康正三年(一四五七)
二四歳	口伝鈔	永亨十年(一四三八)	四四歳	三帖和讃	長祿二年(一四五八)
二五歳	他力信心聞書	永亨十一年(一四三九)	四四歳	六要鈔	長祿二年(一四五八)
二五歳	後世物語	永亨十一年(一四三九)	四六歳	正信偈大意	長祿四年(一四六〇)
二七歳	浄土真要鈔	嘉吉元年(一四四一)	四七歳	教行信証延書	寛正二年(一四六一)
三二歳	愚禿鈔	文安三年(一四四六)	四七歳	歡徳文	寛正二年(一四六一)
三三歳	安心決定鈔	文安三年(一四四六)	五一歳	二季彼岸事	文正二年(一四六五)
三三歳	末灯鈔	文安四年(一四四七)	五三歳	口伝鈔	文正二年(一四六五)
三四歳	還相廻向聞書	文安五年(一四四八)	五三歳	報恩講式	応仁二年(一四六八)
三五歳	女人往生聞書	宝徳元年(一四四九)	五九歳	正信偈和讃	文明五年(一四七三)
三五歳	三帖和讃	宝徳元年(一四四九)	六三歳	浄典目錄	文明九年(一四七七)
三五歳	御伝鈔	宝徳元年(一四四九)	六三歳	教行信証大意	文明九年(一四七七)
三六歳	教行信証(存如と共に)	宝徳二年(一四五〇)	六三歳	浄土見聞集	文明九年(一四七七)
三六歳	三帖和讃	宝徳二年(一四五〇)	六八歳	慕飯絵詞	文明十四年(一四八二)
三八歳	慕飯絵詞	亨徳元年(一四五二)	七五歳	教行信証延書	延徳元年(一四八九)
三九歳	三帖和讃	亨徳二年(一四五二)	七五歳	新行信証大意	延徳元年(一四八九)
四〇歳	往生要集延書	亨徳三年(一四五三)	八二歳	法然上人御詞	明応五年(一四九六)
四〇歳	教行信証延書	亨徳三年(一四五三)	八二歳	浄土宗問答	明応五年(一四九六)

覚如上人の本願寺開創と蓮如上人の本願寺再興についての一考察

四、後生の一大事

宗祖の思想と蓮師の思想とを比較して、著しく相違する点は、「無常観」であるといつてもよいであろう。すなわち、宗祖は生前中に、我が子、我が妻を亡くせられたことはなかったのであるが、蓮師は、四十一歳の時に最初の奥方である如了を失なわれて以来四人の妻に先立たれたのはじめ、五十八歳の時には次女見玉が死亡し、文明十五年（一四八三）には長男の順如が死亡しているのである。この時の上人の悲しみについて、『二期記』には、

蓮如上人はいまだ四十余歳のころ、隱遁の御志しましませしによりて、順如上人へ御相統の儀侍り、応仁二年の比なり、わづか十余年ばかりにて、文明十五年五月二十九日に四十二歳長病の御煩にて御往生あり、蓮如上人御愁歎かぎりなし。成仁の子に別たるほどかなしきことはなし。たよりなきものなりとぞ仰らる。¹⁶⁾

と述べられているのであり、これによつても上人の無常観が如何に深いものであったかが知られると共に、若くして先立てて行く妻子の救いを心から願われたかが察知されるのである。

思うに、『実悟旧記』一二三条に、

聖人の御流はたのむ一念の所肝要なり、故にたのむと云ことをば代々あそばしをかれ候へども、委しくなにとたのめと云ことをしらざりき、

然れば、前々住上人の御代に御文を御作り候て、雜行をすて、後生たすけたまへと、一心に弥陀をたのめと、あきらかにしらせ候。然れば再興上人にてましますなり。¹⁷⁾

と述べているのは蓮師の宗義・安心を単的に示すものといつてもよいであろう。

いうまでもなく、蓮師教学の中心は、宗祖の示された、信心正因 称名報恩の教法を開顕することにあつたのであるが、蓮師はその他力の信心の信相を、「後生たすけ給えと弥陀をたのめ。」と示されたものということが出来るのであり、このことを指して、「後生の一大事」と教えられたのである。

いい代えれば、「後生の一大事」とは、浄土教の中心課題である、「往生浄土」の問題の解決のことであり、それは正しく宗祖が法然上人に学ばんとせられた、「一大事」であつたのである。すなわち、『恵信尼書簡』によれば、宗祖二十九歳の時の六角堂参籠について、

やまをいで、六かくだうに百日こもらせ給て、ごせをいのらせ給へるに、九十五日のあか目、しやうとくたいしのもんをむすびて、じげんにあづから給て候ければ、やがてそのあか目いでさせ給て、ごせのたすからんずる上人にあいまいらせんとたづねまいらせて、……¹⁸⁾

と述べられており、さらにそれを説明して、

たごせの事はよき人にもあしきにも、おなじやうにしやうじいづべきみちをば、ただ一すぢにおほせられ候しを、うけ給はりさだめて候

しかば……⁽¹⁹⁾

と述べられていることよって明らか如く、宗祖が法然上人から学ばれた、「浄土往生」の教法とは、「生死出づべき道」のことであり、それを蓮師は自からの深刻な無常の体験によつて、「後生の一大事」と説かれたのである。

すなわち、蓮師の示された、「後生の一大事」の教法は正しく、「生死出づべき道」を説くものであり、それは宗祖が法然上人に学ばれた、「後世の助からんずる」教法を的伝するものであったのであり、ここに、蓮師が真宗再興の上人といわれる所以が存するのである。

思うに、蓮師の「後生の一大事」ということは、覚如上人の「執持鈔」に示された「往生ほどの一大事⁽²⁰⁾」という言葉に学ばれたと見ることが出来る。また、蓮師の無常観は、「存覚法語⁽²¹⁾」に学ばれたということが出来るのであり、この意味において、蓮師の「後生の一大事」の教法は、覚如上人および存覚上人の教法を伝承する、本願寺再興の上人であった証しとすることが出来るのである。

思うに、蓮師教学の中核をなす、「御文」の中に多数の、「報恩講」に関する「御文」が製作せられていることは、蓮師の思想が覚如上人の思想を継承するものであることを示すものといつてもよく、また、蓮師が、宗祖の「教行信証」の研究と併せて「六要抄」の研究に力を注がれたことは、蓮師の思想が存覚上人の思想を継承するもなることを示すものであり、これによつても、蓮師においては、真宗の再興と本願寺の再興と

覚如上人の本願寺開創と蓮如上人の本願寺再興についての一考察

が全く一体のものとして受容し開顕せられるに至つたものといつてもよいであろう。

註

- (1) 定本『親鸞聖人全集』第三卷「書簡篇」三二頁
- (2) 右同三三頁
- (3) 右同第四卷「言行篇」(2)四七頁
- (4) 『真宗史料集成』第一卷九六七頁
- (5) 右同九六九頁
- (6) 右同九七三頁
- (7) 右同九七四頁
- (8) 右同九七五頁
- (9) 定本『親鸞聖人全集』第四卷「言行篇」(2)一四四頁
- (10) (11) 『真宗史料集成』第一卷九七七頁
- (12) 『真宗聖教全書』三列祖部六四頁
- (13) 右同三六頁
- (14) 『真宗史料集成』第二卷五一頁
- (15) 右同七九一頁
- (16) 右同五一五頁
- (17) 右同四五五頁
- (18) (19) 定本『親鸞聖人全集』第三卷「書簡篇」一八七頁
- (20) 『真宗聖教全書』三列祖部三七頁
- (21) 右同三五八頁